

# 豊田市立旭中学校 令和7年度 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

文部科学省では「いじめ」の定義を以下のように記しています。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在席する学校に在席している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法 より）

また、豊田市子ども条例第10条（育ち学ぶ施設における権利の保障）では、以下のように記されています。

「育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもたちにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。」

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も同様に許されません。いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こりうるもので、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があり、だれもが被害者にも加害者になりうる可能性があります。そのため、いじめを防ぐこと、いじめを早い段階で見つけること、またいじめが起った場合の対応について、校長以下全職員で一致協力し継続的に取り組む必要があります。学校だけでなく、家庭・地域・関係機関とも連携し、すべての生徒が安心で安全な学校生活を送り、授業や行事に生き生きと参加し活躍できる場にしていきます。

## 2 いじめ防止対策組織

本校では「いじめ防止対策組織」は「いじめ対策委員会」に準じ、全職員で構成されます。

### （1）いじめ防止対策組織の役割・開催時期

- ア いじめ防止の取組の年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。
- イ 年間計画に基づき、いじめの防止などに係る校内研修を企画し、実行します。
- ウ 「いじめ対策委員会」を原則として月に1回開催し、担任が主となり個々の生徒について情報交換します。また事実への対応のため、必要に応じてスクールカウンセラーも含めて「対策委員会」や「サポート委員会」を開き、指導・支援方針を検討します。
- エ 学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していきます。
- オ 生徒の実態、心の健康度アンケートの結果、旭中ホットラインの利用状況、学校評価アンケートの結果等に基づき、PDCAサイクルの実行を行い、学校いじめ基本方針の見直しを行います。

### （2）教職員への共通理解と意識啓発

- ア 年度当初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の全職員の共通理解を図ります。
- イ 心の健康度アンケートや教育相談を実施し、その集約・分析からいじめ防止対策に努めます。
- ウ 専門機関から講師を招き、職員の研修を実施します。

### （3）生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ア 学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果などを発信します。

#### (4) いじめに対する措置

- ア 「いじめ」あるいは「いじめの疑い」があるとの情報があった場合は、担任（学年部）や生徒指導担当を中心に「いつ、どこで、だれが、何を、どのように」等の情報を明確に記録し、正確な事実の把握に努めます。
- イ 問題解消に向けた指導・支援体制を組織します。適切なメンバー構成を検討し、迅速に対応します。必要に応じて、関係機関と連携して対応します。
- ウ 問題が解決したと判断した場合も、その後の生徒の様子を少なくとも3か月は継続して見守りながら、学校全体の人権意識を高める指導や支援をしていきます。

### 3 いじめ防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

下記のような活動の中で、ひとりひとりが生かされた学校生活を送ることができるようにし、いじめの起きにくい地盤をつくります。

##### ア 授業において

- ・すべての生徒が参加し活躍できる授業を工夫します。
- ・授業中の他生徒に対する「ひやかし」や「からかい」を見逃しません。
- ・学びの時間を中心に、地域交流や社会体験を取り入れ、生徒の主体性や広い視野を育てます。
- ・「いじめ」についての指導を、道徳教育や人権教育の年間指導計画の中に位置付け、いじめは卑劣な行為であることを認識し、「許さない」という気持ちで立ち向かわなければならないという意識を高めます。

##### イ 学校生活や学校行事の中で

- ・学級の中でお互いのよいところを認め合い、足りないところを補い合いながらそれぞれの個性が生かされるような働きかけをし、絆づくりに努めます。
- ・生徒会・委員会・ボランティアなど、ひとりひとりが自分の仕事に責任や誇りをもって取り組み、自己有用感をもって学校生活を送ることができるよう支援します。
- ・体育祭や文化祭などの学校行事への取組の中で、学年を超えた相互理解や認め合いができるようにします。

##### ウ 地域の中で

- ・あさひまつりボランティア、ぬくもりの里訪問など地域とつながる活動への積極的な参加を促し、地域の中での自己有用感を高めることができますように支援します。

##### エ デジタルシティズンシップ教育について

- ・情報機器の正しい利用の仕方やマナーを含め、ネットいじめの加害者、被害者にならないよう、デジタルシティズンシップ教育の授業を行います。情報主任の指導のもと、技術科や学級指導の年間指導計画に情報モラルの内容を位置付けます。
- ・月1回程度、全校でのICT学習やデジタルシティズンシップ教育に関する授業を計画し、実施していくことで生徒の情報モラルに対する意識の向上に努めます。
- ・情報端末の利用状況のアンケートを取り、集約・分析をし、必要な情報を保護者や地域に発信します。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 定期テスト週間時（6月、9月、11月、2月）に心の健康度アンケートや教育相談を実施し、生徒からのサインを受け取ります。
- イ 旭中ホットラインを活用し、生徒からのサインを速やかに受け取ります。
- ウ 日ごろの職員による生徒との会話や生徒の様子の観察、または保護者や地域からの連絡・相談を受け、生徒の変化に対する情報交換を密に行います。
- エ スクールカウンセラー、心の相談員、いじめ相談電話、外部の相談機関の紹介をし、生徒が相談しやすい環境を整えます。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任（学年部）や生徒指導担当を中心に、正確な事実の把握に努めます。
- イ 校長の指示のもといじめ対策委員会で方策を立て、組織的に役割をもって対応します。
  - ・被害生徒の安全を確保し、全面的な支援をします。
  - ・加害生徒への指導と支援をします。
  - ・両保護者と教職員に事実関係を正確に伝え、共通理解と協力を求めます。また保護者の思いや願いを傾聴し、協同して問題解決を図ります。
  - ・周囲の生徒から事実確認をするとともに、いじめを生み出さない、見過ごさない集団作りに努めます。
  - ・スクールカウンセラー、豊田市青少年相談センター（パリクとよた）のソーシャルワーカーなどの専門家、警察署、豊田加茂児童・障がい者相談センターなどの関係機関と連携をとります。
- ウ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局などとも連携をとります。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、市の定めた重大事態への対策に基づいて対応します。

### 【重大事態】

- ア) 生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合など）
  - イ) 相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安に一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手）
- \*生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は「いじめ対策委員会」にて調査の方法等をよく検討した上で行います。また、事案に応じて適切な専門家を組織に加えます。

- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供します。

## 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 未然防止や早期発見についての取り組みの検証をP D C Aサイクル(P L A N →D O → C H E C K → A C T I O N)で行います。「取組評価アンケート」を7月、12月、3月の長期休業前にを行い、その結果をもとに職員会議でいじめ防止の取組についての見直しをします。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケートを年2回【7月、12月】に実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していきます。

## 6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は4月のP T A総会で保護者に配付するとともに、学校ホームページに掲載します。
- (2) いじめ防止に関する校内研修を年1回計画し、教職員の資質向上に努めます。